

質問第九九号

ネットカフエ難民への対応に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和二年四月十三日

塩 村 あやか

参議院議長 山東昭子殿



## ネットカフェ難民への対応に関する質問主意書

緊急事態宣言を受けた東京都の休業要請により、都内のネットカフェが休業し、ネットカフェで寝泊まりしていた人達（以下「ネットカフェ難民」という。）が居場所を失うとして、支援団体等がネットカフェ難民への支援を要すると声を上げた。

報道によると、東京都のネットカフェ難民は推定で四千人いるとされ、東京都はネットカフェ難民への支援として当初はホテルを百室、アパートを五百室用意していることであったが、現在はホテルを二千室まで増やしていることである。東京都の休業要請で、一斉にネットカフェが休業すれば、ネットカフェ難民の居場所が足りなくなることは容易に考えられる。ネットカフェ難民が居場所を失い体調を崩せばコロナウィルス感染症の感染拡大にも繋がりかねない。

国は緊急事態宣言下のネットカフェ難民の居場所の問題について当初どのような事態になると想定していたのか。また、国はこの問題について東京都にこれまでどのような対応を協議・要請等していたのか伺う。  
右質問する。